

資料

資料 目次

- 1 計画の策定経過
- 2 計画の点検・評価
- 3 計画推進協議会委員名簿
- 4 用語の説明
- 5 高知市高齢者保健福祉計画 指標・目標一覧

1 計画の策定経過

計画は、次のとおり検討審議されました。

会の種類	開催日	主な内容
令和5年度 第1回 高齢者保健福祉計画推進協議会	令和5年 7月12日	・次期計画策定に向けた策定体制・スケジュール ・高知市高齢者保健福祉計画(令和3~5年度)の 進捗状況
第2回 高齢者保健福祉計画推進協議会	令和5年 10月23日	・令和4・5年度高齢者保健福祉に関する調査結果報告 ・新計画概要(案)
第3回 高齢者保健福祉計画推進協議会	令和5年 12月4日	・高知市高齢者保健福祉計画(令和6~8年度)素案
第4回 高齢者保健福祉計画推進協議会	令和6年 1月18日	・高知市介護保険事業計画(令和6~8年度)素案
パブリックコメント	令和6年 1月31日 ~ 2月21日	
第5回 高齢者保健福祉計画推進協議会	令和6年 2月29日	・高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (令和6~8年度)原案

2 計画の点検・評価

計画策定後は、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会に対し、定期的に計画の評価等を報告するとともに、進行管理を行っていきます。また、ホームページに計画の概要を掲載し、市民に情報発信をする一方、市民からの声を受け、市民とともに計画を点検・評価していきます。



3 計画推進協議会委員名簿 (任期: 令和5年4月1日～令和8年3月31日)

	所属	役職等	委員氏名	協議会 役 職	備考
1	国立大学法人高知大学	教授	安田 誠史	会長	
2	一般社団法人高知県作業療法士会	会長	浅川 英則		
3	一般社団法人高知市医師会	理事	植田 一穂		
4	一般社団法人高知市歯科医師会	会長	宮川 慎太郎		
5	公益社団法人高知県栄養士会	会長	新谷 美智		
6	公益社団法人高知県薬剤師会	高知市薬剤師会会長	植田 隆		
7	公益社団法人高知県理学療法士協会	会長	宮本 謙三		令和5年7月11日まで
			大畑 剛		令和5年7月12日から
8	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	局長	藤原 好幸		
9	公益社団法人 認知症の人と家族の会高知県支部	代表	楠木 司		
10	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦	副会長	
11	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	川田 麻衣子		
12	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代		
13	高知市居宅介護支援事業所協議会	理事	森田 誠		
14	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	公文 康俊		
15	高知市老人クラブ連合会	副会長	北代 俊雄		
16	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	常務理事	池内 章		
17	特定非営利活動法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二		
18	公募委員		小笠原 育子		
19	公募委員		西村 敦司		
20	公募委員		藤田 千夏		

4 用語の説明

【あ行】

*アセスメント

利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること

*いきいき健康チャレンジ

「チャレンジ目標(①体重測定②血圧測定③8,000歩(65歳以上6,000歩)以上歩く④週に2日休肝日をつくる⑤禁煙)の中から一つ決め、3か月実践し記録する」という高知市保健所が取り組んでいる健康づくり事業

*いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操

高知市が介護予防を目的に開発した体操。いきいき百歳体操は、筋力をつけ、いつまでも元気で過ごせる体をつくることを目的とした錘を使った筋力運動。かみかみ百歳体操は、食べたり飲みこんだりする力をつけることを目的とした運動。しゃきしゃき百歳体操は、認知機能(注意力や判断力)を高めることを目的とした運動をいう。

*いきいき百歳サポーター

地域で実施しているいきいき百歳体操会場のサポートを行うボランティア

*A類型(人員基準緩和)事業所

人員基準を緩和し、一定の研修を受講した者も従事することができ、生活援助を行う事業所

*ACP(人生会議)

人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組(アドバンス・ケア・プランニング)
(厚生労働省 HP, https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02615.html)

*SNS

ソーシャルネットワーキングサービス。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス

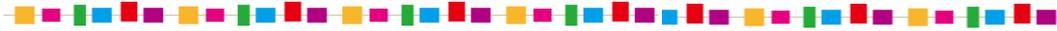
【か行】

*介護事業所認証評価制度

介護職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながる取組について、高知県で一定の項目や基準を定め、それを達成するために取り組む事業所のサポートを行い、優良事業所を「高知県認証介護事業所」として評価し、公表を行う。

*過誤

国保連合会で審査確定した内容に誤りがあった場合に、事業所から保険者に過誤申立て



をして、給付実績を取り下げる(支払い金額の返還を行う)処理

***希望をかなえるヘルプカード**

認知症の人等が自分の望んでいること(やりたいことや、続けたいこと)を、安心してスムーズに周囲の人に伝えるため、ご本人が使うカード

***キャラバンメイト**

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を企画・立案し実施する者

***居宅介護支援事業所**

在宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるようケアマネジャーが在籍し、要介護認定申請の手伝いや、利用者(要支援・要介護認定者)のケアプランを、利用者や家族の立場になって作成する事業所

***ケアプラン**

要介護または要支援と認定された被保険者等の依頼に応じて、アセスメントと本人や家族の意向をもとにケアマネジャーによって立てられるサービス提供の計画

***ケアマネジメント**

適切なアセスメントに基づいて、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること

***ケアマネジャー**

介護支援専門員。介護保険の認定者からの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な在宅または施設サービスが利用できるように、介護サービス計画を立てるとともに市町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人

***KDB**

国保データベースシステム。国民健康保険中央会(国保中央会)が開発したデータ分析システムのこと。「特定健康診査・特定保健指導」「医療」「介護保険」等に係るデータを利用した統計情報等を取扱う。

***こうち笑顔マイレージ**

高知市民が、介護施設等でのボランティア活動に参加したり、「いきいき百歳体操」へ参加したりすること(健康づくり活動)でポイントがたまり、商品券などに還元することができる制度(参加には登録が必要)。活動の種類として「ボランティア活動」と「健康づくり活動」がある。

***こうち笑顔マイレージ(ボランティア活動)**

高知市民でボランティアとして登録した人が、介護保険施設等にてボランティア活動をした際にポイントを付与し、年間400ポイント(40,000円)を上限に、ですかチャージ券や商品券等と交換することができる制度

***高知くらしつながるネット(愛称 Lico ネット)**

市内の医療、介護、障害、子育て支援の支援機関やサービス事業所、集いの場など、地域の生活支援情報を検索できるウェブサイト。「だれもが安心していきいきと自分らしく暮らせる

支え合いのあるまち」をめざした取組の一つとして令和2年1月に運用開始。

人と人、人と資源がつながることをイメージした名称とし「くらし(Living)」「つながる(Connect)」から、愛称を Lico ネットとした。

*高知県居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。高知県においては、これに加え、高知県への移住希望者に対する検討も行っている。

*高知市交通バリアフリー基本構想

平成12年度に施行された交通バリアフリー法に基づき、高齢者・身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性の向上を図るために、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想

*高知市交通バリアフリー道路特定事業計画

平成15年度に策定された高知市交通バリアフリー基本構想に基づいて、重点的に整備を行っていく道路についての事業計画

*高知市在宅医療介護支援センター

本市が高知市医師会に委託し設置した在宅医療と介護を結びつけるコーディネート機関。医療・介護関係者の連携をサポートすることで、高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりを支援している。

*高知市在宅医療・介護連携推進委員会

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを希望するまで続けることができるよう、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制を構築するための方策等を協議するために設置した市民を含む関係者から構成される委員会

*高知市地域公共交通計画

人口減少と少子高齢化により地域の暮らしと産業を支える交通が重要となる一方で、公共交通利用者減少や運転手不足、公費負担の増加等の社会経済情勢の変化に伴い、多様な交通手段が相互に連携した、将来にわたって持続可能な公共交通サービスを実現するための実施計画

*高知市避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、高齢者や障害者など災害時に自ら避難することが著しく困難な方の「避難行動要支援者」の名簿作成が市町村に義務付けられるとともに、本人同意を得た上で、平常時から地域での支援者となる民生委員や自主防災組織等の各団体(避難支援等関係者)に名簿情報を提供することとされ、地域防災計画の修正に併せて、平成26年12月に策定。今後、名簿を活用し、地域が中心となって個別計画(要支援者個々の避難方法を定めた避難支援計画)を策定するなど、地域と連携した災害時における避難支援体制を整備していく。



*交通バリアフリー法

正式名称「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年施行）」。公共交通事業者にバリアフリー化に向けた施設整備を義務付ける一方で、自治体によっては、一定規模の旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）において面的なバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための「交通バリアフリー基本構想」を策定できると規定されている。

*高齢化率

65歳以上人口が総人口に占める割合

*高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

生活援助員により生活相談や生活指導、安否確認等のサービスを必要に応じて実施している住宅

【さ行】

*サービス付き高齢者向け住宅

高齢者専用の民間賃貸住宅で、居室の広さや設備、段差解消等のバリアフリー化に加え、生活相談や安否確認等のサービスを提供する住宅であり、都道府県・政令市・中核市が登録を行う。

*支え合いマップ

住民のふれあいや助け合いの実態を、地元住民が住宅地図に記入していき、地域にある福祉課題や対処方法について考えるための手法

*自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第2条の2第2号）」として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。

*市長審判請求

認知症高齢者等で4親等内親族に成年後見制度の申立てを行う意思が無く、援助を受けることができない方について、市長が審判の請求をするもの

*知っちょいてノート

ACP（人生会議）に活用できるよう、本人の想いや希望について、家族や友人、信頼できる人、または医療・介護の支援者に事前に知っておいてもらうために、高知市在宅医療介護支援センターが作成したノート

*市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理感が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に着けた良質の第三者後見人等の候補者

***若年性認知症**

65歳未満で発症した認知症

***若年性認知症支援コーディネーター**

若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するため、若年性認知症の人の自立支援にかかわる者のネットワーク調整役を担う者

***住宅確保要配慮者**

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

***小規模多機能型居宅介護**

心身の状況や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問・泊まり」を組み合わせる日常生活上の介護や機能訓練などを受けるサービス

***ショートステイ**

要介護の高齢者が数日から1週間程度施設に入所できるサービス

***生活支援コーディネーター**

生活支援体制の整備を推進していくため、地域資源の把握や不足する資源の開発、生活支援サービス等の提供主体間のネットワーク構築、新たな担い手の養成、地域の生活支援ニーズと取組のマッチング等を行う人

***生活支援体制整備事業**

NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、老人クラブ、シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行うことを目的とした事業

***生産年齢人口**

年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層

***成年後見制度**

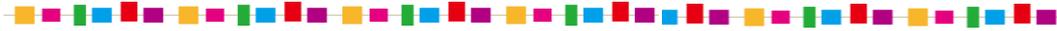
認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度

【た行】***第1層協議体**

市町村が主体となって、生活支援等サービスの多様な提供主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場で、生活支援に関する取組の方向性や課題の把握、解決策の検討等を行う協議体

***第2層協議体**

地域包括支援センターの担当地域内を対象に行う協議体



*第6期介護給付適正化計画

都道府県が、市町村と一体となった介護給付の適正化のために、国の指針に基づき平成19年度に「介護給付適正化計画」を策定。平成19～22年度を第1期、平成23～26年度を第2期、平成27～29年度が第3期、平成30～令和2年度が第4期、令和3～5年度が第5期、令和6～8年度が第6期となる。

*団塊ジュニア世代

第二次ベビーブーム(1971～1974年)の時期に生まれた世代

*団塊の世代

第一次ベビーブーム(1947～1949年)の時期に生まれた世代

*地域ケア会議

個別事例の課題解決を通じて自立支援に資するケアマネジメント力の向上や支援ネットワークの構築、地域課題の把握や検討を多職種で行う会議

*地域福祉コーディネーター

地域社会の生活問題について、地域住民の主体性を高めつつ、住民自らそれらの問題を明確化し、解決していくことを側面的に支援する役割をもった専門職。高知市社会福祉協議会に配置されている。

*地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省が構築したシステム。地域間比較等による分析から、自治体の課題抽出がより可能となる。同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策が検討しやすくなる。

*地域密着型サービス

住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにすることをめざして導入されたサービス。このサービスを利用できるのは、原則、高知市民に限られる。

*チームオレンジ

認知症サポーター養成講座や認知症ステップアップ研修等で認知症について正しく理解し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けられるよう地域の中で見守り・支援するチームのこと。チームは地域住民に限らず、専門職や企業、認知症の人やご家族等も含まれる。

*通所型サービスB

有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援

*通所型サービスC

保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス

*津波避難ビル

津波浸水予測区域内の市民が、南海地震等によって発生する津波の衝撃や、浸水した水から身体を守るため、地震発生から、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一

時的に高所に避難するための人工構造物

*定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ヘルパーや看護師による定期的な訪問と、利用者からの通報に対する電話対応や随時の訪問を行うサービス

*適正化事業

「介護給付等適正化事業」と同義

*デマンド型乗合タクシー

予約(デマンド)して利用ができる公共交通。路線バスと同様に決まったルート・ダイヤで乗り合い運行している。

*特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の「特定施設」であって、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた住居に入居している者に、食事・排せつ等の介護や機能訓練などを行う。

*特定目的住宅

高知市営住宅条例第9条第2項に規定する特定の目的のために整備する市営住宅。高齢者世帯向住宅、高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)等がある。

*特別養護老人ホーム

介護老人福祉施設。可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴や排泄、食事の介護など、日常生活上の世話や機能訓練などを行う施設

【な行】

*ナッジ理論

行動経済学の知見の活用により、人々が自分自身によってより良い選択を自発的に取れるよう手助けする政策手法

*日常生活圏域

高齢者人口や地域におけるさまざまな活動単位等を考慮し、地域を生活圏域によって区分したもの。高知市では第8期において、地域包括支援センターの14区域を日常生活圏域とし、第7期までの東・西・南・北の4つの圏域についてはブロックとして設定

*入・退院時の引継ぎルール

医療と介護を必要とする介護保険を利用する高齢者等が、安心して在宅生活を継続していくために、入・退院をする際に、病院とケアマネジャーが「互い」に「確実に」「引継ぎ」と「情報共有」を行うことをめざし、病院担当者とケアマネジャーが協議をした上で策定した、本市におけるルール

*認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療や介護の専門職等、誰もが参加できる場



*** 認知症ケアパス**

認知症の人の状態に合わせて、どのような支援やサービスを受けられるのかを表したもの

*** 認知症サポーター**

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する人

*** 認知症初期集中支援チーム**

認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するチーム。チーム員は、一定の要件を満たす専門職2名以上、専門医1名の計3名以上の専門職にて編成する。

*** 認知症自立度**

認知症高齢者の日常生活自立度。認知症の人にかかる介護の度合い、大変さをレベルごとに分類したもの。「自立」「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」「Ⅳ」「Ⅴ」に分類される。

「自立」：まったく認知症を有しない人

「Ⅰ」：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態

「Ⅱ」：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態

「Ⅲ」：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態

*** 認知症対応型共同生活介護**

認知症と診断された人が少人数で共同生活を営みながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練などを受けるサービス

*** 認知症対応型通所介護**

認知症の症状がある者に対し、デイサービスセンターなどで、認知症状の進行緩和をめざしたサービスを行う。

*** 認知症地域支援推進員**

認知症の人の状況に応じた支援体制を構築することができるよう、医療・介護及び地域の社会資源等の連携推進や本人や家族の相談業務等を担う人

*** 認知症の人と家族への一体的支援プログラム（ミーティングセンター）**

一体的支援プログラムは、家族をひとつの単位として捉えた家族の出会いと話し合いに基づく家族関係の調整と気づきを促すためのプログラム。令和4年度より地域支援事業に位置付けられた。

*** 認定率**

認定者数を65歳以上人口で除したもの

【は行】

*8050問題

80代の親と50代の単身無職の子が同居する世帯、もしくはそれに類する世帯に着目した社会問題。現時点で生活が逼迫しているわけではないが、親の年金等で生計を維持していることにより、親亡き後に子どもが困窮状態になる可能性が高くなると考える。

*パブリックコメント

高知市市民意見提出制度のこと。透明で開かれた市民に信頼される市政をめざして、意思決定前の情報の公表を行い、市民の多様な意見・提言等を広く聴くことによって、市民の立場に立った、より質の高い政策を立案、決定することにある。また、同時に市民の疑問や意見等に対する市の説明の機会を確保するとともに、市民の市政への参画を促進する一手法として実施するもの

*バリアフリー

高齢者や障がいのある人等の行動を妨げている障壁を取り除いた建築設計。また、高齢者や障がいのある人等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

*バリアフリー新法

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。それまであったいわゆる「ハートビル法」（正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」）と交通バリアフリー法（正式名称「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」）を統合した法律

*避難行動要支援者

要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である人

*福祉住環境コーディネーター

高齢者や障がい者に対し、できるだけ自立しいきいきと生活できる住環境を提案するアドバイザー。医療・福祉・建築について体系的に幅広い知識を身に付け、各種の専門家と連携をとりながらクライアントに適切な住宅改修プランを提示している。

*福祉避難所

高齢者や障がい者等、一般的な避難所では生活に支障がある人を対象に何らかの特別な配慮がされた施設

*フレイル

要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態

*平均自立期間

生存期間について日常生活に介護を要しない期間を「自立期間」と呼び、集団における各

人の自立期間の平均値を「平均自立期間」という。「65歳の平均自立期間」とは、65歳の人が要介護2の状態になるまでの期間をいう。

***訪問型・通所型サービスA事業**

人員基準を緩和し、一定の研修を受講した者も従事することができ、生活援助を行う事業

***訪問型・通所型サービスB**

有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援

***訪問型サービスC**

閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる者を対象に、保健・医療専門職がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する短期集中予防サービス

【や行】

***要介護認定適正化事業**

要介護・要支援認定における訪問調査の保険者職員等による実施及び委託訪問調査に関する認定調査状況のチェック等の実施を行うことにより、適正に認定を行うようにする事業

【ら行】

***リハビリ専門職**

リハビリテーションを専門的に行う職種（理学療法士や作業療法士、言語聴覚士）

***レスパイトケア**

家族等の介護を行う人が一時的に介護から離れ、休息を取れるようにするための支援

5 高知市高齢者保健福祉計画 指標・目標一覧

<高知市高齢者保健福祉計画 指標・目標一覧>

基本目標	施策の方向性	指標名	現状(第8期)		目標(第9期)		
			数値	時点	数値	時点	
高知市高齢者保健福祉計画							
いざいぎと暮らし続けられる ～高齢者の健康増進・社会参加による健康寿命の維持向上及び介護予防の推進～	1-1 健康づくり・介護予防の推進	●65歳の平均自立期間	男性 17.88年 女性 21.89年	令和3年	男性 18.27年 女性 22.19年	令和7年	
		●高齢者の自覚的健康感が「とてもよい」「まあよい」の割合	74.9%	令和5年度	78%	令和8年度	
		第1節					
		施策の方向性					
安心して暮らし続けられる ～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進～	1-2 生活支援サービスの充実	●いざいぎ百歳体操参加者数	6,140人/年	令和5年7月調査	9,000人/年	令和8年7月調査予定	
		●いざいぎ百歳サポーター新規育成数	92人/3年間	令和5年9月末時点	180人/3年間	令和8年度末	
		●健康講座の開催数(健康づくり・介護予防・自立支援・高齢者に多い疾患(がん等)の啓発)	131回/3年間	令和5年9月末時点	140回/3年間	令和8年度末	
		●第2層協議体開催数	155回	令和5年9月末時点	252回	令和8年度末	
1-3 市民が主体となる地域活動の推進	生活支援サービスの充実	●うち笑顔マイレージ(ボランティア活動)登録者数	470人	令和5年9月末時点	600人	令和8年度末	
		●訪問型・通所型サービスA事業所数	3事業所	令和5年9月末時点	5事業所	令和8年度末	
		●訪問型・通所型サービスB事業所数	4事業所	令和5年9月末時点	10事業所	令和8年度末	
		●訪問型サービスC事業所数	11事業所	令和5年9月末時点	15事業所	令和8年度末	
2-1 ひとりになってもしっかりと暮らして暮らされたい	2-1-1 ひとりになってもしっかりと暮らされたい	●地域でのボランティア参加割合(介護予防・日常生活圏域二一ス調査より)	10.9%	令和5年度	15%	令和8年度	
		第2節					
		施策の方向性					
		安心して暮らし続けられる ～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進～	2-1-2 安心して暮らし続けられるための権利を守る支援	●健康状態不明者把握率	67.3%	令和4年度末	70%以上
●健康状態不明者のうち把握した者で健診を受診した割合	4.5%			令和4年度末	30%	各年度	
●配食サービス実利用者数(各年度3月時点)	306人			令和4年度	330人	各年度	
●ワゴンサービスの延利用者数	1,738人			令和4年度	2,000人	各年度	
2-2 認知症になっても安心して暮らされたい	2-2-1 安心して暮らされたい	●認知症サポーター養成講座受講者数	2,383人/3年間	令和5年9月末時点	7,500人/3年間	令和8年度末	
		●認知症サポーターステップアップ研修受講者のうち、高知市社 会福祉協議会へボランティア登録した総人数	0人/3年間	令和5年9月末時点	90人/3年間	令和8年度末	
		●認知症初期集中支援チーム員対応者のうち、在宅継続者の割合	87.3%	令和5年3月末時点	90%	各年度	
		●認知症カフェ開催か所数	31か所	令和5年9月末時点	40か所	令和8年度末	
2-3 重度の要介護状態になっても安心して暮らされたい	2-3-1 安心して暮らされたい	●ミーティングセンター開催か所数	—	—	4か所	令和8年度末	
		●希望をかなえるヘルプカードの配布数	—	—	210枚	令和8年度末	
		●地域での認知症高齢者支援SOSネットワークの構築	—	—	ネットワーク構築	令和8年度末	
		●ACP(人生会議)について、「自分が望む医療やケアなどについて、家族などの身近な人と話し合っている(又は話し合ったことがある)」人の割合	28.2%	令和5年度	35%	令和8年度	
2-4 安心して暮らし続けられるための権利を守る支援	2-4-1 安心して暮らし続けられるための権利を守る支援	●自宅や施設での最期を希望する人のうち、希望する場所での最期を「実現できる」と思う人の割合	22.3%	令和5年度	30%	令和8年度	
		●人・退院時の引継ぎについて:退院時の医療機関からケアマネジャーへの紙面引継ぎ	70%	令和4年度	80%	令和8年度	
		●「知っちゃよいてノート」の活用率	—	—	ケアマネジャー 50% 訪問看護ステーション 70%	令和8年度	
		●市民後見人養成講座の開催	—	—	1回以上/年	令和8年度	
2-5 災害時等でも安心して暮らされたい	2-5-1 災害時等でも安心して暮らされたい	●意思決定支援に関する啓発	1回	令和5年3月末時点	60回/年	各年度	
		高知市総合計画 第3次実施計画、高知市強靱化計画、高知市強靱化アクションプランに記載					

基本目標	指標名	現状(第8期)		目標(第9期)	
		数値	時点	数値	時点
住み慣れた地域で暮らし続けられる ～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進(住環境・公共交通など)～	施策の方向性	第5節に記載			
	3-1 多様な暮らし方の支援	介護保険事業計画に記載			
	3-2 暮らしの中で受けられる介護サービスの充実	高知市交通バリアフリー基本構想, 高知市交通バリアフリー道路特定事業計画及び高知市地域公共交通計画に記載			
3-3 公共空間や交通のバリアフリー化					

基本目標	指標名	現状(第8期)		目標(第9期)		
		数値	時点	数値	時点	
介護や看護に従事する人たちが誇りややりがいを持って働き続けられる ～介護事業所・従事者の質の向上, 労働環境の整備促進～	施策の方向性	第5節に記載				
	4-1 事業所の質の向上	27.4%	令和5年1月時点	80%	令和8年度末	
	4-2 事業所の職場環境の改善支援	●キャリアラダーに取り組み介護支援専門員数	0%	令和5年度	居宅介護支援事業所数の80%	令和8年度末
		●ケアマネジメント力向上のための研修体系作成	—	令和5年度	作成	令和8年度末
	●「こうち介護カフェ」実施回数	2回	令和5年度(9月末時点)	4回以上	各年度	
	●「こうち介護カフェ」参加者数	241名	令和5年度(9月末時点)	100名以上	各年度	

基本目標	指標名	現状(第8期)		目標(第9期)		
		数値	時点	数値	時点	
多様なサービスを効果的に受けられる ～保険者によるマネジメント機能の強化・推進～	施策の方向性	第5節に記載				
	5-1 多様な主体との考え方や方向性の共有	54回	令和5年9月末時点	270回/3年間	令和8年度末	
	5-2 地域包括支援センターの機能強化	●自立支援・介護予防に関する啓発回数	126回/3年間	令和5年9月末時点	252回/3年間	令和8年度末
		●自立支援地域ケア会議開催数	5人	令和5年9月末時点	14人	令和8年度末
	●「見える化」システムを活用した情報共有・地域分析の促進 要介護認定の適正化 ケアプラン等の点検 縦覧点検・医療情報との統合 介護給付費通知の送付 ●介護給付等に要する費用にかかわる適正化事業の実施	●介護支援専門員の配置	2人	令和5年9月末時点	14人	令和8年度末
		●「見える化」システムを活用した、事業の達成状況確認の実施回数	1回以上(各年度) ※高知県に報告予定		1回以上(各年度) ※高知県に報告予定	令和8年度末
		●事後点検実施率(直営分・委託分)	100%(各年度)		100%(各年度)	
		●分析と対策検討の実施回数	1回(各年度)		1回(各年度)	
		●指定居宅介護支援事業所のケアプラン点検実施率	100%(各年度)		100%(各年度)	
		●ヒアリングを実施したケアプラン点検での指摘事項改善率	—		80%(各年度)	
●住宅改修・書類点検と訪問調査(必要時)の実施率		施工前・後ともに100%(各年度)		施工前・後ともに100%(各年度)		
●短冊用具購入・貸与(軽度者):書類点検と訪問調査(必要時)の実施率		購入後・貸与前 100%(各年度)		購入後・貸与前 100%(各年度)		
5-3 地域分析に基づく保険者機能の強化	●縦覧点検の実施率	100%(各年度)		100%(各年度)		
	●医療情報との統合の実施率	100%(各年度)		100%(各年度)		
	●介護給付費通知の送付回数	1回(令和5年度(9月末時点))		2回(各年度)		
	●国保連合会システムからの出力帳票の活用回数	一部実施(各年度)		1回以上(各年度)		
	●事業者等への照会、ヒアリングの実施回数	1回(令和5年度(9月末時点))		2回以上(各年度)		
	●対象事業所への実地調査実施率	90%(各年度)		100%(各年度)		
	●集団指導等の実施回数	期中に1回(各年度)		1回以上(各年度)		
適正化事業の状況把握(確認数)	指標名	現状(高知市)		現状(中核市平均)		
	●調整済み認定率	数値	時点	数値	時点	
	●在宅サービスの調整済み1人当たり給付月額	19.4%	令和4年度	19.7%	令和4年度	
	●施設及び居住系サービスの調整済み1人当たり給付月額	11,102円	令和3年度	11,899円	令和3年度	
		9,535円	令和3年度	9,311円	令和3年度	